# 資料3

# こども計画の策定について

- 1. こども基本法について
- 2. こども大綱について
- 3. (仮称) 山口市こども計画について
- 4. 協議体制について
- 5. 今後のスケジュール

## 1. こども基本法について

### こども基本法

こども家庭庁

### 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、<mark>次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。</mark>

#### 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・ 家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

#### 責務等

○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

#### 白書·大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
- (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3 法律の白書・大綱と一体的に作成)

### 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- 〇 この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

### こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会 議を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間 団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

#### 附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとった こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

## 2. こども大綱について

### こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

こども家庭庁

### 概要

Oこども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた<u>少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧</u> 困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

### 第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

:全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

(こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載)

全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

### 第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、 権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しな がら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、 十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者 が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を 大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成 と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体 等との連携を重視する

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。(こども基本法第17条第2項第1号)
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理 大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。

内閣総理大臣 より諮問 こども政策推進会議 (こども大綱の案の作成主体)

こども家庭審議会

内閣総理大臣 へ答申

### 第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に 提示。

- 1 ライフステージを通した重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項 (こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

### 第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、こどもまんなか実行計画(こども政策推進会議決定)として取りまとめ、毎年改定。

## 3. (仮称)山口市こども計画について

### こども基本法(地方公共団体関係部分)



- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

### 【第5条】地方公共団体の責務

▶ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

#### 【第10条】都道府県こども計画、市町村こども計画の策定(努力義務)

- ▶ 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること)
- ▶ 各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

### 【第11条】こども等の意見の反映(義務)

- ▶ 地方公共団体(※)は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置(例:こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等)を講ずるものとする
  - ※ <u>「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体</u>を指し、議会や執行機関のほか、法律の定める ところにより置かれる委員会(例:教育委員会)や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- ▶ 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- ▶ 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

#### 【第13条、第14条】関係機関・団体等の有機的な連携の確保 (努力義務)

▶ 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

## 3. (仮称) 山口市こども計画について

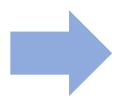
こども基本法第10条第5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

### 【現行】

## 第2期山口市子ども・子育て支援 事業計画

- ○子ども・子育て支援法 「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 〇次世代育成支援対策推進法 「市町村行動計画」
- ○子どもの貧困対策の推進に関する法律 「市町村計画」



### 【次期】

## (仮称) 山口市こども計画

- ○子ども・子育て支援法 「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 〇次世代育成支援対策推進法 「市町村行動計画」
- ○子どもの貧困対策の推進に関する法律 「市町村計画」

○子ども・若者育成支援法 「市町村こども・若者計画」

追加

計画期間:令和7年度から令和11年度まで

## 4. 協議体制について

子ども・子育て会議の所掌事務に、新たに<u>子ども・若者</u> 育成支援の施策に関する規定を加える条例改正を行う予定。

【現行】山口市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、 山口市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項第1号から第3号までに 掲げる事務に関し、市長に意見を述べるほか、同項第4号の規定により、子ども・子 育て支援の施策に関する事項を調査議する。

### 子ども・子育て支援法第72条第1項第4号

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な 事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

## 5. 今後のスケジュール

「(仮称)山口市こども計画(第三期子ども・子育て支援事業計画)」策定に係るスケジュール

(10/13)			T	1 (2)3		, <u> </u>	,		<del></del>			<del>了不</del> 可四/		7/1/	_10 //	1.07	. , ,	<del></del>		1	1	1			$\overline{}$	
	R5. 4	R5. 5	R5. 6	R5. 7	R5. 8	R5. 9	R5. 10	R5. 1	R5.	12 F	R <b>6.</b> 1	R6. 2	R6. 3	R6. 4	R6. 5	R6. 6	R6. 7	R6. 8	R6. 9	R6. 1	0 R6. 11	R6. 12	<b>R7.</b> 1	R7. 2	R7.3	
子ども・子育て会議							ーズ調 報(	查票第 <del>5</del> (1.27)	E								こと: (R6	も計画 . 8. 7)		1						
<del>仕様書等</del> 作成							(163.)	9.27												骨子質審議		画案議		リック ント報		
委託業者審査委員会																										
ニーズ調査票作成					国) の <sup>元</sup>	量の見 考え方 と	込み: (初版 よ	第出				※改訂 (R6	版 乡 . 3. 11)	出												
ニーズ調査																										
調査報告書作成																										
計画策定																										
議会説明																										
パブリックコメント																										